

港区学校給食調理業務委託  
事業候補者募集要項

令和5年10月

港区

## 1 目的

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達、日常生活の食事についての正しい知識、望ましい生活習慣を身につけるなど、学校教育において重要な役割を担っています。

港区教育委員会では、平成 16 年度から学校給食調理業務の民間委託を進めており、衛生管理の徹底や的確な食物アレルギー対応など、児童・生徒に安全で衛生的な給食を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を、公募型プロポーザル方式により選考します。

## 2 募集概要

今年度は、4校の給食調理業務委託事業者を学校ごとに選考します。受託を希望する学校を選択し、応募してください。各学校の詳細は、別紙1「仕様書」の別紙「学校別仕様書」を併せて確認してください。

各学校の所在地、事業規模（年間金額及び食数）、及び特記事項は、表1のNo. 1～No. 4のとおりです。

ただし、事業規模に示す年間金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。食数は、募集時点での見込みであり、変更する場合があります。また、給食提供者の範囲は、見直す場合があります。

なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

履行期間は、いずれも令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。

表1. 募集校及び事業規模

No.	学校名	所在地	事業規模	
			年間金額(税込)	食数
1	白金小学校	港区白金台 一丁目4番26号	4,189万円程度	850食程度
2	青南小学校	港区南青山 四丁目21番15号	3,888万円程度	770食程度
3	高陵中学校	港区西麻布 四丁目14番8号	2,883万円程度	280食程度
4	小中一貫教育校 お台場学園	港区台場 一丁目1番5号	3,678万円程度	530食程度

## 3 応募資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、

プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 基準日現在、23 区（港区含む）で学校給食調理業務委託契約（単独調理場方式）の受託実績を有する事業者であること。
- (2) 別紙1「仕様書」に示す業務の履行に必要な専門的能力のある従事者を十分に擁すること。
- (3) 学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知、労働基準及び労働安全など労働関係法令を遵守できること。
- (4) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (5) 地方自治法施行令に基づく入札参加資格に関する規定（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 に該当する者でないこと。
- (6) 経営基盤が安定しており、かつ、経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (7) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日、1 港政契第 238 号）による指名停止を受けていないこと。
- (8) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日、23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (9) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象とならない。
- (10) 別紙1「仕様書」に記載している業務を適切に遂行可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※（9）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します。（※詳細は「9 地域貢献活動項目の評価及び提出資料について」を参照。）

#### 4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和5年10月20日（金）から 令和5年11月20日（月）正午まで
募集要項に対する質問受付期限	令和5年10月31日（火）正午まで
質問一斉回答	令和5年11月6日（月）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和5年11月20日（月）正午まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和5年12月12日（火）
第二次審査（プレゼンテーション 及びヒアリング）	令和5年12月18日（月）午後
第二次審査結果通知	令和5年12月22日（金）
契約手続き（業者選定委員会）	令和6年2月1日（木）以降
業務委託開始	令和6年4月1日（月）

#### 5 配布書類等

##### (1) 配布場所

港区役所7階 教育委員会事務局学校教育課保健給食係

※港区ホームページからも閲覧・ダウンロード可能です。

##### (2) 配布期間等

###### ア 窓口配布期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月20日（月）正午まで

※午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

###### イ ホームページ掲載期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月20日（月）正午まで

##### (3) 配布書類

###### ア プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 別紙1「仕様書」
- ③ 別紙2「提出資料チェックリスト」
- ④ 別添1「調理室手配表」
- ⑤ 別添2「調理室レイアウト図」

###### イ 提出資料関係

- ① 【様式1】質問書（エクセル）
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書（ワード）
- ③ 【様式3】共同事業体構成書（ワード）
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状（ワード）
- ⑤ 【様式3-3】委任状（ワード）

- ⑥ 【様式4】会社概要（エクセル）
- ⑦ 【様式5】企画提案書（エクセル）
- ⑧ 【様式6】作業工程表（エクセル）
- ⑨ 【様式7】経費見積書（エクセル）
- ⑩ 【様式8】港区学校給食調理業務委託事業候補者選考参加辞退届（ワード）

## 6 質問書の受付・回答

### (1) 受付期限

令和5年10月31日（火）正午【期限厳守】

※期間を越えての質問は受け付けません。

### (2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「15 担当・連絡先」までメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。なお、電話での質問は一切受け付けません。

### (3) 回答方法

令和5年11月6日（月）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。また、回答は本要項の一部とします。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出受付期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月20日（月）【期限厳守】

※原則、午前9時から午後4時30分まで受付（土日・祝日は除く）

ただし、**令和5年11月20日（月）は、正午までの受付**とします。

### (2) 提出先

「15 担当・連絡先」のとおり ※14 ページ参照

### (3) 提出方法

**事前に電話で日時予約のうえ**、提出書類一式を社名入り封筒に入れ提出してください。

### (4) 提出資料

必ず指定の様式を使用し、書式等の変更はしないでください。提出にあたっては、別紙2「提出資料チェックリスト」を用いて提出物に不足がないことを確認してください。

ア 応募事業者に係る資料

- ① 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ② 共同事業体の構成に係る書類 ※共同事業体を構成する場合のみ
  - ・【様式3】共同事業体構成書
  - ・【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
  - ・【様式3-3】委任状 ※代理人が契約権限を有する場合のみ
  - ・登記簿謄本 ※港区の入札参加資格を有しない構成事業者分のみ

- ③ 港区の競争入札参加資格登録業者であることを示す書類  
・「物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し  
※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は、「地域貢献活動項目」の加点を受けることができます（「9 地域貢献活動項目の評価及び提出資料について」参照）。その場合、「区内事業者認定通知」を下記⑦の提出書類として添付してください。
- ④ 【様式4】会社概要（A4片面印刷、1ページ）  
「2（4）現在契約中の他区名及び学校名（港区を除く）、給食数」は、「〇〇区立〇〇小（中）学校（〇〇食令和〇〇年〇月から）」のように記入してください。なお、港区の受託実績については、記載しないでください。
- ⑤ ISO認証取得証明書の写し  
以下のISO認定を取得している場合は、認定通知書等の写しを提出してください。  
・ISO9001  
・ISO27001  
※ISO14001の認定を受けている事業者は、「地域貢献活動項目」の加点を受けることができます。（「9 地域貢献活動項目の評価及び提出資料について」参照）その場合、認定通知書等の写しを下記⑦の提出書類として添付してください。
- ⑥ 地域貢献活動項目に係る書類  
「9 地域貢献活動項目の評価及び提出資料について」に該当するものがある場合は、書類を提出してください。
- ⑦ 過去5年間の財務諸表
- ⑧ 納税証明書（直近1年分）  
・法人税  
・法人事業税（地方法人特別税を含む）  
・消費税及び地方消費税
- イ 各学校への企画提案内容に係る資料
- ⑨ 【様式5】企画提案書（A4両面印刷、6ページ以内）  
港区の学校給食を円滑に遂行するための応募者の役割と支援体制について説明の上、応募者の独自性・優位性についてアピールしてください。
- ⑩ 作業工程表に係る資料  
・【様式6】作業工程表（A4片面印刷、1ページ）  
学校別の別添1「調理室手配表」、別添2「調理室レイアウト図」を確認のうえ、当該校で実際に業務を履行することを踏まえて、各校に配属予定の業務責任者を中心に作業工程表を作成し、提出してください。作成に当たっては、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）及び別紙1「仕様書」に準じてください。

・作業工程表ポイントメモ（A4片面印刷、1ページ、横書き）

作業工程表の作成にあたり、留意点・作り方のポイントなどをまとめたメモを作業工程表ポイントメモとして提出してください。

※食物アレルギーについては、別添1「調理室手配表」の下部にある「食物アレルギー対応」を確認してください。

⑪ 【様式7】経費見積書（A4片面印刷、1ページ）

別紙1「仕様書」に基づき、応募する学校ごとに作成してください。

人員構成は、受託した場合に配置可能な構成を記入してください。

正社員の学校給食経験年数欄は（令和5年10月1日現在）で数え、

1年に満たない場合は0とせず、実績月を記入してください。

また、備考欄には、根拠となる事項を記入してください。

#### (5) 提出部数

##### ア 正本

次の（ア）に示す資料は、①～⑧を項番順に重ねてクリップ留めしてください。また、（イ）に示す資料は、①～③を項番順に重ねて応募する学校ごとにクリップ留めしてください。

それらを重ねてファイルに綴じたものを応募書類正本として1部提出してください。

##### (ア) 応募事業者に係る資料

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ① 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書      | 1部  |
| ② 共同事業体の構成に係る書類             | 各1部 |
| ③ 港区の競争入札参加資格登録業者であることを示す書類 | 1部  |
| ④ 【様式4】会社概要（A4片面印刷、1ページ）    | 1部  |
| ⑤ ISO認証取得証明書の写し             | 各1部 |
| ⑥ 地域貢献活動項目に係る書類             | 各1部 |
| ⑦ 過去5年間の財務諸表                | 各1部 |
| ⑧ 納税証明書（直近1年分）              | 各1部 |

##### (イ) 各学校への企画提案内容に係る資料

※応募する学校ごとに作成してください。

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ① 【様式5】企画提案書（A4両面印刷、6ページ以内） | 1部  |
| ② 作業工程表に係る資料                | 各1部 |
| ③ 【様式7】経費見積書（A4片面印刷、1ページ）   | 1部  |

※社判を押した正式なもの

##### イ 副本

**事業者名（協力業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）の記載がない** 次の①～④を、項番順に重ねてファイルに綴じたもの応募書類副本として、応募する学校ごとに11部作成し提出してください。

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 【様式4】会社概要（A4片面印刷、1ページ）    |
| ② 【様式5】企画提案書（A4両面印刷、6ページ以内） |
| ③ 作業工程表に係る資料                |

④ 【様式7】経費見積書（A4片面印刷、1ページ）

ウ 電子データ版

正本、副本の電子データ版を格納したCD-R又はDVD-Rを1部提出してください。ディスクを作成する際は、正本、副本で格納フォルダを分け、提出するディスク表面には会社名等を記入してください。

(6) 留意事項

ア 各資料は原則として、A4サイズ、文字サイズは 11ポイント以上で作成してください。フォントは、指定様式の場合は既定ものを、様式に指定がない場合はMS明朝又はMSゴシックを使用してください。

イ エクセルファイルの様式のセルの大きさは、横は固定、縦は任意です。

ウ 副本データの作成に当たっては、資料文中など全てにおいて、事業所名、社員の顔写真や氏名等についてもマスキング等の処理をし、記載内容から事業社名が特定できるような情報を一切載せないでください。

エ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

オ 正本、副本のファイル綴じに際し、パンチ穴等で文字が欠けないよう注意してください。

カ 提出書類に不備や指定内容に合わないものがある場合は、修正し改めて日時予約のうえ、再提出してください。提出期限の延長は行いません。

## 8 事業候補者の審査方法と評価基準

### (1) 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、学校給食調理業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。

選考委員会は学識経験者、教育委員会事務局の職員及び学校長で構成します。委員の職・氏名は公表しません。

審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

#### ア 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を1校当たり3者程度決定します。

第一次審査結果は、提案書を提出した全ての事業者に令和5年12月12日（火）付で文書を送付します。また、郵送事情を考慮し、同日付でメールでも通知します。

#### イ 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、会社概要、第一次審査用企画提案書及び作業工程表に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行い



ます。第二次審査の参加人数は最大で4名までとし、参加表明書で記載された担当者のほか、巡回指導員及び各校に配属予定の業務責任者1名は必ず同席してください。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査結果通知時に第一次審査通過事業者に対し併せて通知します。

(ア) 実施日時

令和5年12月18日(月)午後

(イ) 結果通知

令和5年12月22日(金)※文書及びメール発送日

(2) 評価項目及び評価視点

ア 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
会社概要	・港区以外の23区内における学校給食受託実績 ・経営状況が安定しているか 等
基本理念	・会社として学校給食法に基づく業務として、正しい理解と重要性を認識しているか ・会社として食育についての理解及び具体的な取り組み状況はどうか ・安全、安心な学校給食を提供するため、会社の姿勢は評価できるか 等
業務の実施	・港区の学校給食の特色をよく理解しているか ・港区の学校給食をより良くしようとする姿勢や手作り給食等への意欲や取り組みがあるか ・児童生徒・栄養士・教職員と連携を図るための適切な仕組が提案されているか 等
人員配置、人材確保、人材育成	・学校に適した数の人材が配置予定となっているか ・調理従事者の定着等人材確保に向けた対応が提案されているか 等
異物混入、アレルギー事故	・異物混入に対して、原因の把握や対応、再発防止に努めているか ・アレルギー事故に対して、原因の把握や対応、再発防止に努めているか 等
非常事態への予防・対応	・事故の予防対策、又は発生した場合の対応等提案があるか ・災害時の対応方法の計画があり、内容は適切か 等
企画提案	・企画提案内容は優れているか

作業工程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての従事者が業務の流れを理解できるよう、わかりやすく書かれているか</li> <li>・すべての従事者が業務の流れを理解できるよう、わかりやすく書かれているか 等</li> </ul>
見積価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積価額は妥当か</li> </ul>
地域貢献活動項目の有無	「9 地域貢献活動項目の評価及び提出資料について」参照

## イ 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー対応に対する正しい知識をもち、実行できるか</li> <li>・巡回指導員は業務責任者、調理従事者への指導等ができるか</li> <li>・業務責任者は問題が発生した際の対応力はあるか</li> <li>・調理業務を信頼し委託することが出来るか 等</li> </ul>

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の 60%を基準点(最低ライン)として設定しています。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ 2 : 1 です。

## 9 地域貢献活動項目の評価及び提出資料について

### (1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する、全ての事業者が別に示す参加資格に該当すること

が必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めません。

ア 【様式3】 共同事業体構成書

イ 【様式3-2】 共同事業体協定書兼委任状

ウ 【様式3-3】 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

#### 【区内事業者として扱う事業者】

港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、又は、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

#### 【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店Aは、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店Bとして申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む。）

### (2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

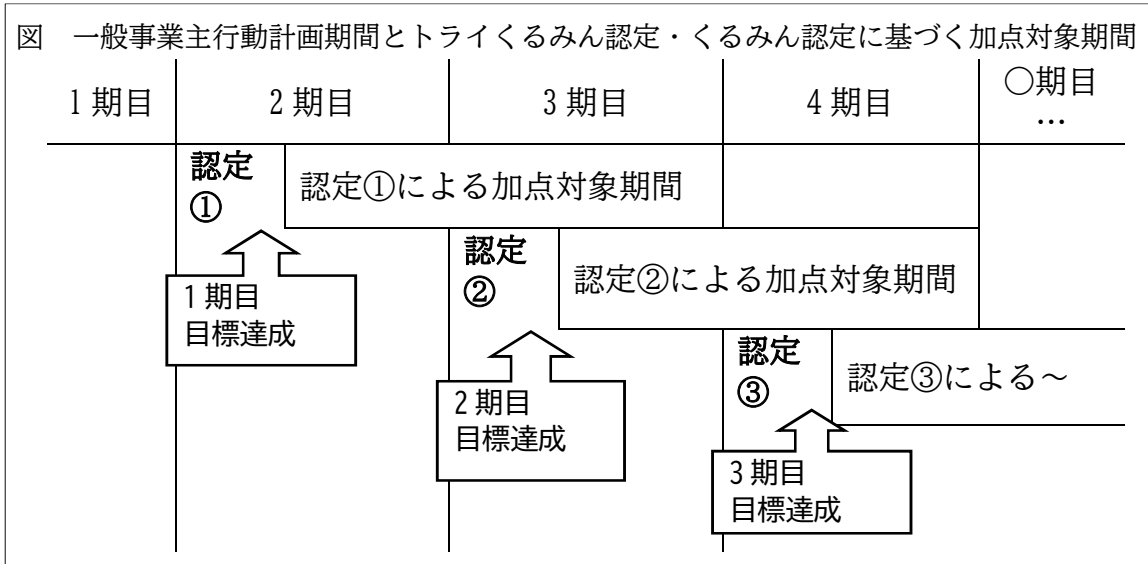
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。

#### ○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

<p>国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（または、プラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。</p>	<p>認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等</p>
--	---



### (3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

#### ○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

### (4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。ISO(国際標準化機構)14000シリーズの14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る)、特定非営利活動法人環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)、又は港区が認定するMINATO再エネ100電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している、協定書の写しをご提出ください。

10 応募にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

ア 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

イ 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

(2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 提出書類等の返却はいたしません。

(4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は原則として認めません。ただし、区が選考の過程において必要と認める場合には、その限りではありません。

(5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

(6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。

(7) 提出された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。

(8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。

(9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。

(10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式8】港区学校給食調理業務委託事業候補者選考参加辞退届を提出してください。

11 その他

(1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。

(2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

(3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに第三者に対してこれを使用させること、

- 又は内容を提示することを禁止します。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
  - (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
  - (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
  - (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
  - (8) 業務委託に要する費用は、令和6年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
  - (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会（令和6年2月1日（木）開催予定）に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
  - (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。
  - (11) 港区業者選定委員会において、契約の相手方として了承された場合は、令和6年4月1日（月）から業務が行えるよう、食品衛生法に基づく営業許可を取得するようお願いいたします。

## 12 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です。（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案内容に係る資料を原則として区ホームページで公表します。なお、事業者名については、事業候補者のみ公表します。

提出資料に企業秘密に関する記載がある等公表が難しい場合は、書類提出時に申告してください。事業候補者になった際、当該資料概要版の作成を依頼します。

## 13 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。



## 14 長期継続契約

本件は、「港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(平成 17 年港区条例第 64 号) 第 2 条第 2 項に基づく長期継続契約に該当します。【長期継続契約に係る留意点】

### (1) 発注者の解除権

長期継続契約は、契約締結翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する場合があることをご承知おきください。

### (2) 業務履行評価の対象

本件は、港区業務履行評価に関する要綱(平成 25 年 1 月 21 日 24 港総契第 2195 号)に基づく業務履行評価の対象契約です。

業務を受注した後、一定期間経過後、定期的に港区が業務の履行状況を確認する業務履行評価を行います。業務履行評価実施後、実施結果が通知されます。業務履行評価の結果が「不良」である場合は、契約解除となる場合もあります。

### (3) 労働環境の確保策の対象

本件は、港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱(平成 27 年 12 月 28 日 27 港総契第 2185 号)の対象契約です。

【対象契約において必要となる主な対応】

- ・ 対象契約については、港区が設定する最低賃金水準額を設けています。業務を受注する場合には、労働者等に最低賃金水準額を支払う必要があることに留意してください。
- ・ 区は、受注者に対して、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう要請し、受注者に可能な範囲で対応していただきます。

なお、詳細については港区ホームページで公表している「労働環境確保策に関する手引き」をご確認ください。

## 15 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

港区教育委員会事務局学校教育課学務課保健給食係(区役所7階)

電話：03-3578-2735 FAX：03-3578-2759

メール：minato30@city.minato.tokyo.jp